

◎国会議員の歳費及び期末手当の臨時

特例に関する法律の一部を改正する

法律 (平成二四年一月二六日法律第九三号(衆))

一、提案理由(平成二四年一月一日・衆議院議院運営委員会)

○渡辺(周)議員 たいいま議題となりました国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、民主党・無所属クラブ・国民新党を代表して、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本法律案は、我が国の財政状況や国民世論等を踏まえ、政治家みずから身を切る姿勢を示すことが求められていることから、本年四月に制定された国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律を改正し、国会議員の定数削減による歳出の削減の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当をおの二〇%減額するものであります。

以上が、本法律案の趣旨及び内容であります。

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

.....(略).....
何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院議院運営委員長報告

(平成二四年一月一日)

○高木義明君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案は、我が国の財政状況や国民世論等を踏まえ、政治家みずから身を切る姿勢を示すことが求められていることから、本年四月に制定された国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律を改正し、国会議員の定数削減による歳出の削減の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当をおの二〇%減額するものであります。

.....(略).....
両法律案は、本日、当委員会に付託され、提出者渡辺周君から提案理由の説明を聴取した後、討論を行い、採決いたしましたところ、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

二

以上、御報告申し上げます。

三、参議院議院運営委員長報告

(平成二十四年一月一六日)

○岩城光英君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、より一層の歳出の削減が不可欠であることから、本年四月に制定された国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律を改正し、国会議員の定数削減による歳出の削減の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、国会議員の歳費及び期末手当をそれぞれ二〇％減額する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。